

流山市 建築設計業務委託共通仕様書

流山市

第1章 総則

1. 1 適用

- 1 流山市の発注する建築設計業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいうものとし、以下「設計業務」という。）の委託に適用する。
- 2 設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書の間に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の(1)から(5)の順序のとおりとする。
 - (1) 質問回答書
 - (2) 現場説明書
 - (3) 別冊の図面
 - (4) 特記仕様書
 - (5) 共通仕様書
- 3 受託者は、前項の規定により難い場合又は設計図書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、監督員と協議するものとする。

1. 2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者又は業務責任者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書の規定に基づき、委託者が定めた者をいう。
- 2 「検査職員」とは、設計業務の完了の確認を行う者で、契約書の規定に基づき、委託者が定めた者をいう。
- 3 「業務責任者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。
- 4 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 5 「設計図書」とは、質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいう。
- 6 「質問回答書」とは、別冊の図面、特記仕様書、共通仕様書及び

現場説明書並びに現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、委託者が回答した書面をいう。

- 7 「現場説明書」とは、設計業務の入札等に参加する者に対して、委託者が当該設計業務の契約条件を説明するための書面をいう。
- 8 「別冊の図面」とは、契約に際して委託者が交付した図面及び図面のもととなる計算書等をいう。
- 9 「特記仕様書」とは、設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 10 「共通仕様書」とは、設計業務に共通する事項を定める図書をいう。
- 11 「特記」とは、1. 1 の 2 の(1)から(4)に指定された事項をいう。
- 12 「指示」とは、監督員又は検査職員が受託者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 13 「請求」とは、委託者又は受託者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更について書面をもって行為若しくは同意を求めるこをいう。
- 14 「通知」とは、設計業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 15 「報告」とは、受託者が委託者又は監督員若しくは検査職員に対し、設計業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。
- 16 「承諾」とは、受託者が委託者又は監督員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項について、委託者又は監督員が書面により同意することをいう。
- 17 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- 18 「提出」とは、受託者が委託者又は監督員に対し、設計業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 19 「書面」とは、手書き、ワープロ等により、伝える内容を紙に記したものをしていい、発効年月日を記載し、署名又は捺印したものを作成とする。緊急を要する場合は、電子メール、ファクシミリ等によ

り伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

- 20 「検査」とは、契約図書に基づき、設計業務の完了の確認をすることをいう。
- 21 「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するために業務責任者等と監督員が面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
- 22 「修補」とは、委託者又は検査職員が受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 23 「協力者」とは、受託者が設計業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第2章 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

- 1 一般業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号（以下「告示」という。）別添一に掲げるものとし、範囲は、特記による。
- 2 追加業務の内容及び範囲は特記による。

第3章 業務の実施

3. 1 業務の着手

受託者は、設計図書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、業務責任者が設計業務の実施のため監督員との打合せを開始することをいう。

3. 2 設計方針の策定等

- 1 受託者は、設計業務の着手に当たり、設計図書又は監督員の指示を基に設計方針の策定（告示別添一第1項第一号イに掲げる基本設計方針の策定及び第二号イに掲げる実施設計方針の策定をいう。）を行い、業務当初及び変更の都度、監督員の承諾を得なければならない。
- 2 設計業務に耐震補強設計を含む場合の設計業務の条件は、特記による。
- 3 受託者は、計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等

並びにその計算過程を明記するものとする。

- 4 電子計算機によって計算を行う場合は、プログラムと使用機種について、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

3. 3 適用基準等

- 1 受託者が、設計業務を実施するに当たり、適用すべき基準等（以下「適用基準等」という。）は、特記による。
- 2 受託者は、適用基準等により難い特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。
- 3 適用基準等で市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。

3. 4 提出書類

- 1 受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を監督員を経て、速やかに委託者に提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除くものとする。
- 2 受託者が委託者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、監督員の指示によるものとする。

3. 5 設計業務計画書

- 1 受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 2 業務計画書の内容は、特記による。
- 3 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 監督員が指示した事項については、受託者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

3. 6 守秘義務

受託者は、契約書の規定に基づき、設計業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

3. 7 再委託

- 1 受託者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂

行管理部分を、契約書の規定により、再委託してはならない。

- 2 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、委託者の承諾を得なくともよいものとする。
- 3 受託者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、委託者の承諾を得なければならぬ。
- 4 受託者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が発注機関の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- 5 受託者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、監督員に提出しなければならない。
- 6 受託者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

3. 8 特許権等の使用

受託者は、契約書に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法定に基づき保護される第三者の権利の対象である履行方法を委託者が指定した場合は、その履行方法の使用について委託者と協議しなければならない。

3. 9 監督員

- 1 委託者は、契約書の規定に基づき、監督員を定め、受託者に通知するものとする。
- 2 監督員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 監督員の権限は、契約書に規定する事項とする。
- 4 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことができるものとする。

5 監督員は、口頭による指示等を行った場合は、7日以内に書面により受託者にその内容を通知するものとする。

3. 10 業務責任者

- 1 受託者は、契約書の規定に基づき、業務責任者を定め委託者に通知しなければならない。なお、業務責任者は、日本語に堪能でなければならない。
- 2 業務責任者の資格要件は、特記による。
- 3 業務責任者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- 4 業務責任者は、契約書に規定する事項とする。ただし、受託者が業務責任者に委任する権限（契約書の規定により行使できないとされた権限を除く。）を制限する場合は、委託者に、あらかじめ通知しなければならない。
- 5 業務責任者は、関連する他の設計業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受託者と必要な協議を行わなければならない。

3. 11 貸与品等

- 1 業務の実施に当たり、貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等（以下「貸与品等」という。）は、特記による。
- 2 受託者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに委託者に返却しなければならない。
- 3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならぬ。万一、損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受託者は、設計図書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3. 12 関連する法令、条例等の遵守

受託者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

3. 13 関係官公庁への手続き等

- 1 受託者は、設計業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。
- 2 受託者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手

続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を監督員に報告しなければならない。

- 3 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を監督員に報告し、必要な協議を行うものとする。

3. 14 打合せ及び記録

- 1 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- 2 設計業務着手時及び設計図書に定める時期において、業務責任者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について、業務責任者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

3. 15 条件変更等

- 1 受託者は、設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたと判断し、委託者と協議して当該規定に適合すると認められた場合は、契約書の規定により、速やかに委託者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。
- 2 前項の「予期することのできない特別な状態」とは、委託者と受託者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合をいう。

3. 16 一時中止

委託者は、次の各号に該当する場合は、契約書の規定により、設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- (1) 関連する他の設計業務の進捗が遅れたため、設計業務の続行を不適当と認めた場合
- (2) 天災等の受託者の責に帰すことができない事由により、設計業務の対象箇所の状態や受託者の業務環境が著しく変動したことにより、設計業務の続行が不適当又は不可能となった場合
- (3) 受託者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合

3. 17 履行期間の変更

- 1 受託者は、契約書の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求す

る場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務工程表、その他必要な資料を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、契約書の規定に基づき、履行期間を変更した場合は、速やかに修正した業務工程表を提出しなければならない。

3. 18 修補

1 委託者又は検査職員は、修補の必要があると認めた場合は、受託者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。

2 受託者は、委託者又は検査職員から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。

3 受託者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、検査職員の指示に従うものとする。

3. 19 設計業務の成果物

1 成果物には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難い場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。

2 國際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

3 受託者は、設計図書に規定がある場合又は監督員が指示し、これに同意した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなくてはならない。

3. 20 検査

1 受託者は、設計業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を完了届とともに委託者に提出するものとする。

2 委託者又は検査職員は、監督員及び業務責任者の立会のうえ、業務の完了を確認するための検査を行うものとする。

3. 21 引渡し前における成果物の使用

受託者は、契約書の規定により、引渡し前における成果物の全部又は一部の使用が必要となった場合は、承諾するものとする。